

熊本県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 の一部を改正する規則の制定について

熊本県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を制定する。

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行に伴い、関係規定を整理する必要がある。

参考：関係法令条項

● 熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

(平成20年4月1日施行 教育委員会規則第5号)

第2条 (教育長へ委任しない事務)

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関するこ

規則案の概要

1 規則の名称

熊本県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の必要性

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、関係規定を整理する必要がある。

3 内容

- (1) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。（第1条、第3条、第11条関係）
- (2) この規則は、公布の日から施行する。

熊本県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成28年熊本県教育委員会規則第11号）新旧対照表

旧	新
(趣旨)	(趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の6の規定に基づき、熊本県立学校条例(昭和39年熊本県条例第43号)第1条に規定する県立学校(以下「熊本県立学校」という。)における学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等に関する事項を定める。
(委員の任命)	(委員の任命) 第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。 (1)・(2) (略) (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者(法第47条の5第2項第3号に掲げる者をいう。) (4)～(8) (略)
2 校長は、法第47条の6第3項の規定による申出をしようとするときは、委員の任命に関する意見を記載した書面を教育委員会に提出して行うものとする。	2 校長は、法第47条の5第3項の規定による申出をしようとするときは、委員の任命に関する意見を記載した書面を記載した書面を教育委員会に提出して行うものとする。
3・4 (略)	3・4 (略) (意見の聴取) 協議会は、法第47条の6第6項又は第7項の規定により教育委員会に対して意見を述べるとときは、当該意見を記載した書面を提出して行うものとする。この場合において、協議会は、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。
2 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項(特定の個人の採用に関するものを除く。)とする。	2 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項(特定の個人の採用に関するものを除く。)とする。 (1)・(2) (略)

熊本県教育委員会規則第 号

熊本県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成28年熊本県教育委員会規則第111号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

第3条第1項第3号中「第47条の6第2項第3号」を「第47条の5第2項第3号」に改め、同条第2項中「第47条の6第3項」を「第47条の5第3項」に改める。

第11条第1項中「第47条の6第6項」を「第47条の5第6項」に改め、同条第2項中「第47条の6第7項」を「第47条の5第7項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。